

証券コード 190A  
2024年11月13日

株 主 各 位

神奈川県藤沢市村岡東二丁目26番地の1  
Chordia Therapeutics株式会社  
代表取締役 三 宅 洋

## 第7回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、当社第7回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご通知申し上げます。

本株主総会の招集に際しては、株主総会参考書類等の内容である情報（電子提供措置事項）について電子提供措置をとっており、インターネット上の以下の各ウェブサイトに掲載しておりますので、いずれかのウェブサイトにアクセスの上、ご確認くださいませようお願い申し上げます。

### 【当社ウェブサイト】

<https://www.chorditherapeutics.com/ja/index.html>

（上記ウェブサイトにアクセスいただき、メニューより「投資家情報」「株式情報」「株主総会」を順に選択いただき、ご確認ください。）



### 【株主総会資料 掲載ウェブサイト】

<https://d.sokai.jp/190A/tei/ji/>



### 【東京証券取引所ウェブサイト（東証上場会社情報サービス）】

<https://www2.jpx.co.jp/tseHpFront/JJK010010Action.do?Show=Show>

（上記の東証ウェブサイトアクセスいただき、「銘柄名（会社名）」に「Chordia Therapeutics」又は「コード」に当社証券コード「190A」を入力・検索し、「基本情報」「縦覧書類／PR情報」を順に選択して、「縦覧書類」にある「株主総会招集通知／株主総会資料」欄よりご確認ください。）



なお、当日ご出席されない場合は、インターネット等又は書面（郵送）によって議決権を行使することができますので、お手数ながら株主総会参考書類をご検討の上、2024年11月27日（水曜日）午後6時までに議決権を行使していただきますようお願い申し上げます。

### 【インターネット等による議決権行使の場合】

当社指定の議決権行使ウェブサイト（<https://evote.tr.mufg.jp/>）にアクセスしていただき、本招集ご通知とあわせてお送りする議決権行使書用紙に表示された「ログインID」及び「仮パスワード」をご利用の上、画面の案内に従って、議案に対する賛否を上記の行使期限までにご入力ください。

インターネット等による議決権行使に際しましては、後記の「インターネット等による議決権行使のご案内」をご確認くださいますようお願い申し上げます。

### 【書面（郵送）による議決権行使の場合】

議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、上記の行使期限までに到着するようご返送ください。

敬 具

記

- |         |   |                                                                                                          |
|---------|---|----------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 1. 日    | 時 | 2024年11月28日（木曜日）午前10時（受付開始：午前9時30分）                                                                      |
| 2. 場    | 所 | 神奈川県藤沢市南藤沢14-1<br>湘南鎌倉クリスタルホテル 3階 「フォンテーヌ」<br>（会場が前回と異なっておりますので、末尾の会場ご案内図をご参照いただき、<br>お間違えのないようご注意ください。） |
| 3. 目的事項 |   |                                                                                                          |
| 報告事項    |   | 第7期（2023年9月1日から2024年8月31日まで）事業報告及び計算書類報告の件                                                               |
| 決議事項    |   |                                                                                                          |
| 第1号議案   |   | 取締役（監査等委員である取締役を除く。）3名選任の件                                                                               |
| 第2号議案   |   | 監査等委員である取締役3名選任の件                                                                                        |

#### 4. 招集にあたっての決定事項（議決権行使についてのご案内）

- (1) 書面（郵送）により議決権を行使された場合の議決権行使書において、議案に対する賛否の表示がない場合は、賛成の表示があったものとしてお取り扱いいたします。
- (2) インターネット等により複数回、議決権を行使された場合は、最後に行われた議決権行使を有効なものとしてお取り扱いいたします。
- (3) インターネット等と書面（郵送）により重複して議決権を行使された場合は、到着日時を問わず、インターネット等による議決権行使を有効なものとしてお取り扱いいたします。
- (4) 代理人により議決権を行使される場合は、議決権を有する他の株主の方1名を代理人として株主総会にご出席いただけます。ただし、代理権を証明する書面のご提出が必要となりますのでご了承ください。

以 上

~~~~~  
◎当日ご出席の際は、お手数ながら議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。

◎電子提供措置事項に修正が生じた場合は、上記インターネット上の各ウェブサイトにおいて、その旨、修正前及び修正後の事項を掲載いたします。

◎書面交付請求をいただいた株主様には、電子提供措置事項を記載した書面をあわせてお送りいたしますが、当該書面は、法令及び当社定款第15条の規定に基づき、次に掲げる事項を除いております。

・計算書類の「株主資本等変動計算書」「個別注記表」

したがって、当該書面に記載している計算書類は、会計監査人が会計監査報告を、監査等委員会が監査報告を作成するに際して監査をした対象書類の一部であります。



## 議決権行使についてのご案内

株主総会における議決権は、株主の皆様のご大切な権利です。  
株主総会参考書類をご検討の上、議決権を行使していただきますようお願い申し上げます。  
議決権を行使する方法は、以下の3つの方法がございます。



### 株主総会に ご出席される場合

議決権行使書用紙を会場受付にご提出ください。

日 時

2024年11月28日（木曜日）  
午前10時  
(受付開始:午前9時30分)



### インターネット等で議決権 を行使される場合

次ページの案内に従って、議案の賛否をご入力ください。

行使期限

2024年11月27日（水曜日）  
午後6時入力完了分まで



### 書面（郵送）で議決権を 行使される場合

議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示の上、切手を貼らずにご投函ください。

行使期限

2024年11月27日（水曜日）  
午後6時到着分まで

## 議決権行使書用紙のご記入方法のご案内

議決権行使書  
○○○○○○○ 御中

株主総会日 議決権の数 XX 股

XXXXXXXXXXXX

|  |  |  |
|--|--|--|
|  |  |  |
|  |  |  |
|  |  |  |
|  |  |  |
|  |  |  |
|  |  |  |
|  |  |  |
|  |  |  |
|  |  |  |
|  |  |  |

1. \_\_\_\_\_  
2. \_\_\_\_\_  
\_\_\_\_\_

ログイン用QRコード  
ロジックID XXXX-XXXX-XXXX-XXXX  
郵便カード XXXXX  
見本

〇〇〇〇〇〇

→ こちらに議案の賛否をご記入ください。

#### 第1、2号議案

- 全員賛成の場合 >> 「賛」の欄に○印
- 全員反対する場合 >> 「否」の欄に○印
- 一部の候補者に反対する場合 >> 「賛」の欄に○印をし、反対する候補者の番号をご記入ください。

※議決権行使書用紙はイメージです。

- ・インターネット等及び書面（郵送）の両方で議決権行使をされた場合は、インターネット等による議決権行使を有効な議決権行使としてお取り扱いいたします。また、インターネット等により複数回、議決権行使をされた場合は、最後に行われたものを有効な議決権行使としてお取り扱いいたします。
- ・書面（郵送）により議決権を行使された場合の議決権行使書において、議案に対する賛否の表示がない場合は、賛成の表示があったものとしてお取り扱いいたします。



## 第 7 期 事 業 報 告

( 2023年9月1日から  
2024年8月31日まで )

### 1. 会社の現況

#### (1) 当事業年度の事業の状況

##### ① 事業の経過及び成果

当社は、これまでにない新しい抗がん薬を、一日でも早く患者様のもとに届けることで、『Tomorrow is Another day～明日に希望を感じる社会～』を実現することを目指しています。

当社はアンメットメディカルニーズの高いがん領域に特化した創薬研究を進めており、これまでにない新しい作用機序を有する低分子の画期的医薬品（ファーストインクラス）の研究開発を行っています。ファーストインクラスの医薬品は、既存治療薬と異なる有用性を示すことが期待され、これまでの治療法を大きく変えることができる医薬品に成長する可能性があります。特に既存治療薬では十分な効果が認められず、現在のがんの進行に不安を感じている多くの患者様に対して、がんの進行をコントロールできるという希望を届けることを目標に事業の推進を行ってまいりました。

当事業年度におけるわが国経済は、新型コロナウイルス感染症の蔓延に伴う経済活動や人の行動制限は解除されたものの、依然続くロシアのウクライナ侵攻、中東情勢の悪化、各国の金融政策の引き締めによる景気後退懸念等の不確定要因が多い状況でありました。

当社が属する医薬品業界は、厚生労働省が公表した「薬事工業生産動態統計」によると、2020年の国内での医薬品最終製品（医療用医薬品や般用医薬品などの合計）の生産金額は9兆2,640億円、外国からの輸入金額は2兆8,782億円で、合計金額は12兆1,422億円となりました。これに対し、国内への出荷金額は10兆8,965億円、外国への輸出金額は5,125億円であり、合計金額は11兆4,090億円となりました。うち、医療用医薬品の2020年の生産金額は8兆5,195億円となりました。2016年から2020年度の5年間の推移をみると2016年から2019年まで拡大傾向で推移しており、2020年度は前年度と同水準を保つという結果となりました。国内医薬品市場規模は、薬価改定や医療制度改革に強く影響を受けております。1991年以降、薬価の引下げやジェネリック医薬品の流通量の増加等により国民医療費に占める薬剤比率は約30%から低下してきており、近年では約18%の水準で横ばいに推移しております。

当社が注力するモダリティである低分子については、Evaluate Pharma社の分析によれ

ば、2022年には、米国食品医薬品局（FDA）で市販が承認された医薬品の約50%が低分子医薬品（37品目中で18品目）であり、革新的な治療薬の大部分を低分子医薬品が占めており、引き続き創薬の中心に位置づけられているものと認識しており、大手製薬会社からのニーズも引き続き高いものと想定しております。

また、当社が注力する領域であるがん領域については、新有効成分含有医薬品のうち抗腫瘍効果を有する品目について当社がFDAのホームページに記載されている2022年の承認薬情報を確認したところ、引き続き多くの大手製薬会社は事業戦略の中心にがん領域を位置づけていると考えられる状況です。

このような環境のなかで、当社は、CLK阻害薬CTX-712を中心としたパイプラインの研究開発は順調に進捗させてまいりました。

また当社は、2024年6月に東京証券取引所グロース市場に株式上場し、研究開発等のための資金調達を行ったほか、上場後も引き続き内部統制システムの強化等のコーポレートガバナンス体制の強化、業務プロセスの標準化に取り組んでおります。当事業年度における主なパイプラインの進捗は以下のとおりです。

#### <CLK阻害薬CTX-712>

CLK阻害薬CTX-712については、治験実施医療機関の協力のもとで患者登録を継続したことで、日本における第1相臨床試験の症例登録（固形がん46例、血液がん14例、合計60例）を完了させることができました。

日本における第1相臨床試験の結果として、2024年4月に開催された米国がん学会において2023年11月時点までの第1相臨床試験の安全性、有効性、ゲノム情報、薬物動態に関して、46例の固形がん、及び14例の血液がんの結果を報告しました。観察されたDLT（Dose-Limiting Toxicity：用量制限毒性）は、脱水、血小板数減少、低カリウム血症、及び肺炎であり、週2回の投与におけるMTD（Maximum Tolerated Dose：最大耐用量）は140mgと決定されました。CTX-712に関連する有害事象として吐き気、嘔吐、下痢等が挙げられましたが、許容される安全性プロファイルと考えられました。有効性に関しては、固形がん46例において4例のPR(partial response：部分奏効)を認め、それらはすべて卵巣がん（4/14例、28.6%）でした。Myc amplification（転写を制御するMyc遺伝子の増幅）を有する卵巣がんに着目すると、3例中2例（66.7%）でPRが得られました。AML（急性骨髄性白血病）、MDS（骨髄異形成症候群）計14例において、4例のCR（complete remission：完全寛解）、1例のCRi（complete remission with incomplete hematologic recovery：好中球未回復の完全寛解）、1例のMLFS（morphologic leukemia-free state：形態学的無白血病状態）を



認め、Overall Response Rate（奏効率）は42.9%でした。また、そのうちSplicing Factor mutation（スプライシング因子での異常）のある4例に着目すると3例（75%）の奏効が認められました。奏効を得た症例のうち3例は投与期間が300日以上と長期間の奏効を認め、そのうち1例は974日でありました。さらにPK（pharmacokinetics：薬物動態）解析では、用量依存的な全身曝露量の増加が観察され、PD（pharmacodynamics：薬力学的）マーカーとして設定したRNAのスプライシング変化が用量依存的に増加したことから、CTX-712による薬力学的反応が確認されました。以上より、卵巣がん、血液がんにおいてCTX-712が有効であることを示すことができました。

また、米国における血液がんでの第1／2相臨床試験についても順調に推移しており、2024年8月末時点においては20例への投与を完了しており、更なる試験の進捗に向けた活動を行っているところです。

#### <MALT1阻害薬CTX-177>

MALT1阻害薬CTX-177については、2020年12月に小野薬品工業株式会社と締結したライセンス契約に基づき、小野薬品工業株式会社が米国において再発または難治性の非ホジキンリンパ腫もしくは慢性リンパ性白血病の患者を対象に第1相臨床試験を実施頂いています。また、対外発表としては、2024年6月での米国臨床腫瘍学会においては、第1相臨床試験の概要を小野薬品工業株式会社から発表されました。

#### <CDK12阻害薬CTX-439>

現在非臨床段階にあるCDK12阻害薬CTX-439については、臨床試験開始に向けての安全性試験や治験原薬の製造を終え、現在次のフェーズの準備を進めているところです。

以上の結果、当事業年度の事業収益は該当ありませんでした（前事業年度は2,500百万円）。事業費用につきましては、研究開発費が1,499百万円（前事業年度比で24.9%減少）、販売費及び一般管理費が301百万円（前事業年度比で3.6%増加）となりました。

この結果、営業損失は1,801百万円（前事業年度は営業利益212百万円）、経常損失は1,824百万円（前事業年度は経常利益225百万円）、当期純損失は1,827百万円（前事業年度は当期純利益223百万円）となりました。

なお、当社は医薬品事業のみの単一セグメントであるため、セグメント別の経営状況は記載しておりません。



② 設備投資の状況

該当事項はありません。

③ 資金調達の状況

当事業年度中に、2024年6月14日付での東京証券取引所グロース市場への株式上場に伴い、以下のとおり増資を行いました。

イ. 公募増資

|        |                   |
|--------|-------------------|
| 払込期日   | 2024年6月13日        |
| 発行株式総数 | 当社普通株式 9,100,000株 |
| 発行価額   | 1株につき140.76円      |
| 発行総額   | 1,280,916,000円    |

ロ. 第三者割当増資

|        |                   |
|--------|-------------------|
| 払込期日   | 2024年7月18日        |
| 発行株式総数 | 当社普通株式 1,365,000株 |
| 発行価額   | 1株につき140.76円      |
| 発行総額   | 192,137,400円      |

④ 事業の譲渡、吸収分割又は新設分割の状況

該当事項はありません。

⑤ 他の会社の事業の譲受けの状況

該当事項はありません。

⑥ 吸収合併又は吸収分割による他の法人等の事業に関する権利義務の承継の状況

該当事項はありません。

⑦ 他の会社の株式その他の持分又は新株予約権等の取得又は処分の状況

該当事項はありません。

## (2) 直前3事業年度の財産及び損益の状況

| 区 分                                      | 第 4 期<br>(2021年8月期) | 第 5 期<br>(2022年8月期) | 第 6 期<br>(2023年8月期) | 第 7 期<br>(当事業年度)<br>(2024年8月期) |
|------------------------------------------|---------------------|---------------------|---------------------|--------------------------------|
| 事 業 収 益 (千円)                             | 800,000             | —                   | 2,500,000           | —                              |
| 経 常 利 益<br>又 経 常 損 失 (△)<br>(千円)         | △525,207            | △1,776,640          | 225,761             | △1,824,707                     |
| 当 期 純 利 益<br>又 当 期 純 損 失 (△)<br>(千円)     | △527,107            | △1,779,060          | 223,341             | △1,827,127                     |
| 1株当たり当期純利益<br>又 1株当たり当期純損失<br>(△)<br>(円) | △15.08              | △39.78              | 3.96                | △31.11                         |
| 総 資 産 (千円)                               | 2,271,382           | 4,498,947           | 4,909,123           | 4,632,370                      |
| 純 資 産 (千円)                               | 2,056,435           | 4,277,539           | 4,500,881           | 4,161,297                      |
| 1株当たり純資産 (円)                             | △57.61              | △72.35              | 79.28               | 61.44                          |

(注) 当社は、2023年6月2日付で普通株式1株につき200株の割合で株式分割を行っております。第4期の期首に当該株式分割が行われたと仮定して1株当たり純資産額及び1株当たり当期純利益又は1株当たり当期純損失(△)を算定しております。

## (3) 重要な親会社及び子会社の状況

### ① 親会社の状況

該当事項はありません。

### ② 子会社の状況

該当事項はありません。

## (4) 対処すべき課題

当社は、新しい作用を有する抗がん薬を開発することにより、今まで効果的な治療薬がなかったがん患者に対して、新たな治療法を提供することを目指しています。一方で医薬品としての事

業化は、製品化までに多額の資金と長い時間を要する等の特性があり、当社は営業損失の発生及び営業キャッシュ・フローのマイナスを計上している状況にあり、すべての研究開発に関する投資を補うに足る収益は生じておりません。なお、当社は、当面の研究開発活動は、リードパイプラインであるCTX-712の米国1／2相試験に注力し、他の自社パイプラインについては、上場後新たな資金を獲得するまで多額の投資は行わず、新たなフェーズへの進捗はない見込みです。なお、状況によっては早期導出も視野に入れ交渉してまいります。

このような事業背景の下で、当社は、次の対処すべき課題に取り組んでまいります。

#### ①CTX-712の開発の促進

当社は、国内の第1相臨床試験では、臨床試験実施医療機関の協力の下で患者登録が継続され、2023年8月には全ての患者登録を完了し、その結果を2024年4月の米国癌学会年次総会で発表しました。また2023年には米国での第1／2相臨床試験を開始し、臨床試験実施医療機関及び関連機関との連携を行い、早期で試験を完了する計画を進めています。世界の主要国において早期に承認を取得するためには、さらなる開発体制の強化と開発資金の確保が課題となります。このため、当社は国内及び米国での臨床試験の結果をもとに、提携パートナーの獲得を目指しながら開発の促進を図ってまいります。同時に国内の商業化を製薬会社との提携を行わず自社を中心に実施することも視野に入れ、株式会社メディパルホールディングとの業務提携及びシオノギファーマ株式会社と協業に関する基本合意を行っております。ただし、株式会社メディパルホールディングス及びシオノギファーマ株式会社との提携については、基本合意段階であり、国内で自社販売する方針が固まったわけではありません。

また、CTX-712は、一定の要件を満たす画期的な医薬品等については、開発の比較的早期の段階から、薬事承認に関する相談・審査における優先的な取り扱いをされる「先駆的医薬品指定制度」や、重篤な疾患であって有効な治療薬が乏しく患者数が少ない疾患等を対象として、治験実施が困難、あるいは実施可能であっても治験の実施にかなりの長時間を要すると認められる場合に、承認申請時に検証的臨床試験以外の臨床試験等で一定程度の有効性及び安全性を確認した上で、製販後に有効性・安全性の再確認等のために必要な調査等を実施すること等を承認条件に付与される「条件付き早期承認制度」を活用できる可能性のある品目であると当社は考えることから、今後これらの指定制度（海外における同様の制度を含みます。）を活用することにより、開発の促進を実施する可能性がございます。現状の臨床試験戦略で目指している2026年～2028年中の承認申請については、上述の国内外での指定制度を活用できることを前提として、計画を立案しております。

## ②CTX-177の開発の促進

CTX-177については、2020年12月に小野薬品工業株式会社との間で全世界での独占的ライセンス契約を締結し、契約金として8億円の支払いを受けております。現在、小野薬品工業株式会社が米国で第1相臨床試験を実施しており、2023年2月に第1回目のマイルストーンとして25億円の支払いを受けております。さらに当社は、その後の開発の進捗及び売上高に応じたマイルストーンとして最大496億円を受領します。開発における費用負担と意思決定は小野薬品が担いますが、当社が行える範囲において臨床試験が早期に完了するように小野薬品工業株式会社のサポートを行い、2回目以降のマイルストンの支払い受け取りと、CTX-177の早期の実用化を目指して取り組んでまいります。

## ③CTX-712及びCTX-177以外の開発の促進

当社は、CTX-712及びCTX-177以外に、RNA制御ストレスを標的としたCDK12阻害薬、GCN2阻害薬、新規の標的分子阻害薬の5つのパイプラインを保有しています。どのパイプラインも新規性の高い創薬標的であるため、競合製薬企業が開発を水面下で進めている可能性はありますが、同じ創薬標的で市販されている薬はありません。そのため、当社は開発資金の確保をして、自社のパイプラインの開発を加速させながら、市場環境や競合状況を的確に判断して、適切なタイミングで提携パートナーを確保することが課題です。

## ④パイプラインの充実

当社は、RNA制御ストレスを標的とした新しい抗がん薬候補化合物の探索研究を行っており、これらの候補化合物を新規パイプラインとして立ち上げ、臨床試験段階まで推進するためには、アカデミアなどの最先端の科学へのアクセスを維持することと研究開発資金の確保が課題となります。

## ⑤財務体質の強化

当社は創薬バイオベンチャーであるため、多額の研究開発費用が先行して必要となり、継続的な営業損失が発生するとともに営業キャッシュ・フローもマイナスとなる傾向があります。そのため、財務体質の強化が課題となります。今後も、当社が既存のパイプラインの開発を促進しながら、安定的に新規パイプラインの創出を継続していくためには、必要に応じて提携パートナーからの一時金及びマイルストーン収入の確保に加え、事業会社や株式発行による資本市場からの資金調達を実施するなどして、財務基盤の充実と安定化を図っていくことが重要な課題と考えています。

⑥優秀な人材の獲得

当社は、創薬に関する経験豊富なメンバーが積極的に外部委託を活用することにより、効率的な組織運営をしております。しかしながら、今後も、国内外のバイオベンチャー企業や製薬企業との競争が続く中において、競合他社との差別化、研究開発の加速、事業領域の拡大などが必要になる可能性があると考えております。そのため、パイプラインの創出に際して最先端の科学へのアクセスを維持し、創造的かつ独創的な研究活動を推進する等の優秀な人材の獲得は、当社の重要な課題になっています。また、管理部門においても当面は少人数による運営体制を計画しておりますが、必要に応じて人事、法務などの専門的な人材の確保も図っていく方針です。

⑦提携パートナー確保

当社はパイプラインの開発を推進するために最適な提携パートナーを確保することを課題としております。そのために、提携パートナー候補先の研究開発に関する戦略の方針状況を常に把握し、医療情報などの市場環境の情報収集も行っております。また当社のパイプラインの開発状況、競合状況を勘案して、適切なタイミングでコミュニケーションを行っております。

(5) 主要な事業内容（2024年8月31日現在）

| 事業区分  | 事業内容     |
|-------|----------|
| 医薬品事業 | 医薬品の研究開発 |

(6) 主要な営業所及び工場（2024年8月31日現在）

|       |         |
|-------|---------|
| 本社    | 神奈川県藤沢市 |
| 東京事務所 | 東京都中央区  |

**(7) 使用人の状況**（2024年8月31日現在）

| 使 用 人 数 | 前事業年度末比増減 |
|---------|-----------|
| 22 （2）名 | 1名増（0名）   |

（注）使用人数は就業員数であり、臨時雇用者数（人材会社からの派遣社員を含む）は（ ）内に年間の平均人員を外数で記載しております。

**(8) 主要な借入先の状況**（2024年8月31日現在）

該当事項はありません。

**(9) その他会社の現況に関する重要な事項**

該当事項はありません。

## 2. 株式の状況（2024年8月31日現在）

(1) 発行可能株式総数 200,000,000株

(2) 発行済株式の総数 67,678,800株

(3) 株主数 8,224名

### (4) 大株主

| 株 主 名                         | 持 株 数    | 持 株 比 率 |
|-------------------------------|----------|---------|
| 武 田 薬 品 工 業 株 式 会 社           | 10,760千株 | 15.9%   |
| イノベーション京都2016投資事業有限責任組合       | 7,954    | 11.8%   |
| New Life Science 1号投資事業有限責任組合 | 7,252    | 10.7%   |
| 日 本 グ ロ ー ス キ ャ ピ タ ル 投 資 法 人 | 5,052    | 7.5%    |
| ジャフコSV5共有投資事業有限責任組合           | 4,615    | 6.8%    |
| MEDIPAL Innovation投資事業有限責任組合  | 4,210    | 6.2%    |
| 三菱UFJライフサイエンス1号投資事業有限責任組合     | 3,977    | 5.9%    |
| 協創プラットフォーム開発1号投資事業有限責任組合      | 3,368    | 5.0%    |
| 京大ベンチャーNVCC2号投資事業有限責任組合       | 2,660    | 3.9%    |
| 山 田 祥 美                       | 1,382    | 2.0%    |

(注) 持株比率は小数点第2位を四捨五入して表示しております。

(5) 当事業年度中に職務執行の対価として当社役員に対し交付した株式の状況  
該当事項はありません。



### 3. 新株予約権等の状況

#### (1) 当事業年度の末日において当社役員が保有している職務執行の対価として交付された新株予約権の状況

|                                                |                                 | 第 1 回 新 株 予 約 権                                 | 第 2 回 新 株 予 約 権                                |
|------------------------------------------------|---------------------------------|-------------------------------------------------|------------------------------------------------|
| 発 行 決 議 日                                      |                                 | 2019年1月7日<br>取締役会決議<br>2019年1月16日<br>臨時株主総会決議   | 2019年1月7日<br>取締役会決議<br>2019年1月16日<br>臨時株主総会決議  |
| 新 株 予 約 権 の 数                                  |                                 | 3,250個                                          | 200個                                           |
| 新 株 予 約 権 の 目 的 と な る<br>株 式 の 種 類 と 数         |                                 | 普通株式 650,000株<br>(新株予約権 1 個につき 200株)            | 普通株式 40,000株<br>(新株予約権 1 個につき 200株)            |
| 新 株 予 約 権 の 払 込 金 額                            |                                 | 新株予約権と引換えに払い込みは<br>要しない                         | 新株予約権と引換えに払い込みは<br>要しない                        |
| 新 株 予 約 権 の 行 使 に 際 し て<br>出 資 さ れ る 財 産 の 価 額 |                                 | 新株予約権 1 個当たり 7,100円<br>(1 株当たり 36円)             | 新株予約権 1 個当たり 7,100円<br>(1 株当たり 36円)            |
| 権 利 行 使 期 間                                    |                                 | 新株予約権発行の取締役会決議の日<br>後2年を経過した日から10年を経過<br>する日まで  | 新株予約権発行の取締役会決議の日<br>後2年を経過した日から10年を経過<br>する日まで |
| 行 使 の 条 件                                      |                                 | (注)                                             | (注)                                            |
| 役 員 の<br>保 有 状 況                               | 監査等委員でな<br>い 取 締 役<br>(社外役員を除く) | 新株予約権の数 3,250個<br>目的となる株式数 650,000株<br>保有者数 1 名 | 新株予約権の数 一個<br>目的となる株式数 一株<br>保有者数 一名           |
|                                                | 監査等委員でな<br>い 社 外 取 締 役          | 新株予約権の数 一個<br>目的となる株式数 一株<br>保有者数 一名            | 新株予約権の数 200個<br>目的となる株式数 40,000株<br>保有者数 1 名   |
|                                                | 監査等委員であ<br>る 取 締 役              | 新株予約権の数 一個<br>目的となる株式数 一株<br>保有者数 一名            | 新株予約権の数 一個<br>目的となる株式数 一株<br>保有者数 一名           |

- (注) ① 新株予約権は、割り当てられた新株予約権の個数の一部につき、これを行使することができるものとする。但し、各新株予約権の一部行使は、その目的たる株式の数が当社の1株の整数倍となる場合に限り、これを行うことができる。
- ② 新株予約権は、新株予約権の行使価額の年間（1月1日から12月31日まで）の合計額が金1,200万円（法令の改正により、税制適格要件のひとつである年間行使価額の上限金額が変更された場合には、その変更後の上限金額。）を上回らない範囲でのみ行使することができる。

- ③ 新株予約権を保有する者（以下「新株予約権者」という。）が新株予約権を放棄した場合には、当該新株予約権を行使できないものとする。
- ④ 新株予約権者が死亡した場合には、相続発生日から1ヶ月を経過する日までに当社の取締役会の承認があり、かつ、相続発生日から6ヶ月を経過する日までに当該新株予約権者の相続人全員の合意により当該新株予約権の承継者を1名（以下、この者を「承継相続人」という。）に限定してその旨を当社所定の書面で当社に通知した場合に限り、承継相続人は当該新株予約権を相続し、新株予約権を行使することができる期間及び新株予約権の行使の条件の定めに従い行使することができる。但し、承継相続人が当該新株予約権を承継したのちに死亡した場合には、何らの手続を要せず直ちに行使できないこととなり、当該新株予約権は承継相続人の相続人には相続されない。
- ⑤ 新株予約権者は、当社の普通株式がいずれかの金融商品取引所に上場され、又は、当社の株主による当社の発行済株式の過半数の売却、若しくは、当社の合併、会社分割若しくは事業譲渡等（いずれも当社又は当社の事業に支配権の移転が生じる場合に限る。）について取締役会決議による承認がされる（以下、これらの場合を総称して「上場等実施」という。）までの期間は、本新株予約権を行使できないものとする。但し、決議日から2年間が経過後に当社の取締役会で特に行使を認めた場合はこの限りでない。
- ⑥ その他の条件は、当社と新株予約権者との間で締結する新株予約権割当契約に定めるところによる。

|                                                |                          | 第 4 回 新 株 予 約 権                               | 第 5 回 新 株 予 約 権                                    |
|------------------------------------------------|--------------------------|-----------------------------------------------|----------------------------------------------------|
| 発 行 決 議 日                                      |                          | 2021年6月15日取締役会決議<br>2021年6月24日<br>臨時株主総会決議    | 2021年6月15日取締役会決議<br>2021年6月24日<br>臨時株主総会決議         |
| 新 株 予 約 権 の 数                                  |                          | 750個                                          | 11,000個                                            |
| 新 株 予 約 権 の 目 的 と なる<br>株 式 の 種 類 と 数          |                          | 普通株式 150,000株<br>(新株予約権 1 個につき 200株)          | 普通株式 2,200,000株<br>(新株予約権 1 個につき 200株)             |
| 新 株 予 約 権 の 払 込 金 額                            |                          | 新株予約権と引換えに払い込みは<br>要しない                       | 新株予約権1個につき210円                                     |
| 新 株 予 約 権 の 行 使 に 際 し て<br>出 資 さ れ る 財 産 の 価 額 |                          | 新株予約権 1 個当たり 10,000円<br>(1 株当たり 50円)          | 新株予約権 1 個当たり 10,000円<br>(1 株当たり 50円)               |
| 権 利 行 使 期 間                                    |                          | 2023年6月25日から2031年6月<br>15日まで                  | 2021年6月28日から2031年6月27日<br>まで                       |
| 行 使 の 条 件                                      |                          | (注) ①、②、③、④、⑤                                 | (注) ②、③、④、⑤、⑥、⑦、⑧                                  |
| 役 員 の<br>保 有 状 況                               | 監査等委員でない取締役<br>(社外役員を除く) | 新株予約権の数 一個<br>目的となる株式数 一株<br>保有者数 一名          | 新株予約権の数 11,000個<br>目的となる株式数 2,200,000株<br>保有者数 1 名 |
|                                                | 監査等委員でない社外取締役            | 新株予約権の数 250個<br>目的となる株式数 50,000株<br>保有者数 1 名  | 新株予約権の数 一個<br>目的となる株式数 一株<br>保有者数 一名               |
|                                                | 監査等委員である取締役              | 新株予約権の数 500個<br>目的となる株式数 100,000株<br>保有者数 2 名 | 新株予約権の数 一個<br>目的となる株式数 一株<br>保有者数 一名               |

- (注) ① 新株予約権は、割り当てられた新株予約権の個数の一部につき、これを行使することができるものとする。但し、各新株予約権の一部行使は、その目的たる株式の数が当社の 1 株の整数倍となる場合に限り、これを行うことができる。
- ② 新株予約権を保有する者（以下「新株予約権者」という。）が新株予約権を放棄した場合には、当該新株予約権を行使できないものとする。
- ③ 新株予約権者が死亡した場合には、相続発生日から1ヶ月を経過する日までに当社の取締役会の承認があり、かつ、相続発生日から6ヶ月を経過する日までに当該新株予約権者の相続人全員の合意により当該新株予約権の承継者を 1 名（以下、この者を「承継相続人」という。）に限定してその旨を当社所定の書面で当社に通知した場合に限り、承継相続人は当該新株予約権を相続し、新株予約権を行使することができる期間及び新株予約権の行使の条件の定めに従い行使することができる。但し、承継相続人が当該新株予約権を承継したのちに死亡した場合には、何らの手続を要せず直ちに行

使できないこととなり、当該新株予約権は承継相続人の相続人には相続されない。

④ 新株予約権者は、当社の普通株式がいずれかの金融商品取引所に上場され、又は、当社の株主による当社の発行済株式の過半数の売却、若しくは、当社の合併、会社分割若しくは事業譲渡等（いずれも当社又は当社の事業に支配権の移転が生じる場合に限る。）について取締役会決議による承認がされる（以下、これらの場合を総称して「上場等実施」という。）までの期間は、本新株予約権を行使できないものとする。但し、決議日から2年間が経過後に当社の取締役会で特に行使を認めた場合はこの限りでない。

⑤ その他の条件は、当社と新株予約権者との間で締結する新株予約権割当契約に定めるところによる。

⑥ 新株予約権の割り当てを受けた者（以下「新株予約権者」という。）は、本新株予約権の行使期間において次に掲げる各事由が生じた場合には、新株予約権者は残存するすべての本新株予約権を行使することができない。

(a)行使価額を下回る価格を対価とする当社普通株式の発行等が行われた場合（ただし、払込金額が会社法第199条第3項・同第200条第2項に定める「特に有利な金額である場合」及び普通株式の株価とは異なると認められる価格である場合ならびに当該株式の発行等が株主割当てによる場合等を除く。）。

(b)行使価額を下回る価格を行使価額とする新株予約権の発行が行われたとき（ただし、当該行使価額が当該新株予約権の発行時点における当社普通株式の株価と異なる価格に設定されて発行された場合を除く。）。

(c)本新株予約権の目的である当社普通株式が日本国内のいずれの金融商品取引所にも上場されていない場合、行使価額を下回る価格を対価とする売買その他の取引が行われたとき（ただし、当該取引時点における株価よりも著しく低いと認められる価格で取引が行われた場合を除く。）。

(d)本新株予約権の目的である当社普通株式が日本国内のいずれかの金融商品取引所に上場された場合、上場日以降、当該金融商品取引所における当社普通株式の普通取引の終値が、行使価額を下回る価格となったとき。

⑦ 本新株予約権の行使によって、当社の発行済株式総数が当該時点における授權株式数を超過することとなるときは、当該本新株予約権の行使を行うことが出来ない。

⑧ 各本新株予約権1個未満の行使を行うことが出来ない。

|                        |                          | 第 7 回 新 株 予 約 権                                 | 第 8 回 新 株 予 約 権                                 |
|------------------------|--------------------------|-------------------------------------------------|-------------------------------------------------|
| 発 行 決 議 日              |                          | 2022年8月31日<br>臨時株主総会決議<br>2022年10月14日<br>取締役会決議 | 2022年8月31日<br>臨時株主総会決議<br>2022年10月14日<br>取締役会決議 |
| 新 株 予 約 権 の 数          |                          | 1,000個                                          | 550個                                            |
| 新株予約権の目的となる株式の種類と数     |                          | 普通株式 200,000株<br>(新株予約権1個につき 200株)              | 普通株式 110,000株<br>(新株予約権1個につき 200株)              |
| 新株予約権の払込金額             |                          | 新株予約権と引換えに払い込みは要しない                             | 新株予約権と引換えに払い込みは要しない                             |
| 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額 |                          | 新株予約権1個当たり 13,500円<br>(1株当たり 68円)               | 新株予約権1個当たり 13,500円<br>(1株当たり 68円)               |
| 権 利 行 使 期 間            |                          | 2024年10月15日から2032年10月14日まで                      | 2024年10月15日から2032年10月14日まで                      |
| 行 使 の 条 件              |                          | (注) ①、②、③、④、⑤、⑥、⑦                               | (注) ①、③、④、⑤、⑥、⑦                                 |
| 役 員 の<br>保 有 状 況       | 監査等委員でない取締役<br>(社外役員を除く) | 新株予約権の数 900個<br>目的となる株式数 180,000株<br>保有者数 1名    | 新株予約権の数 一個<br>目的となる株式数 一株<br>保有者数 一名            |
|                        | 監査等委員でない社外取締役            | 新株予約権の数 100個<br>目的となる株式数 20,000株<br>保有者数 1名     | 新株予約権の数 一個<br>目的となる株式数 一株<br>保有者数 一名            |
|                        | 監査等委員である取締役              | 新株予約権の数 一個<br>目的となる株式数 一株<br>保有者数 一名            | 新株予約権の数 550個<br>目的となる株式数 110,000株<br>保有者数 3名    |

- (注) ① 新株予約権は、割り当てられた新株予約権の個数の一部につき、これを行行使することができるものとする。但し、各新株予約権の一部行使は、その目的たる株式の数が当社の1株の整数倍となる場合に限り、これを行うことができる。
- ② 新株予約権は、新株予約権の行使価額の年間（1月1日から12月31日まで）の合計額が金1,200万円（法令の改正により、税制適格要件のひとつである年間行使価額の上限金額が変更された場合には、その変更後の上限金額。）を上回らない範囲でのみ行使することができる。
- ③ 新株予約権を保有する者（以下「新株予約権者」という。）が新株予約権を放棄した場合には、当該新株予約権を行行使できないものとする。

④ 新株予約権者が死亡した場合には、相続発生日から1ヶ月を経過する日までに当社の取締役会の承認があり、かつ、相続発生日から6ヶ月を経過する日までに当該新株予約権者の相続人全員の合意により当該新株予約権の承継者を1名（以下、この者を「承継相続人」という。）に限定してその旨を当社所定の書面で当社に通知した場合に限り、承継相続人は当該新株予約権を相続し、新株予約権を行使することができる期間及び新株予約権の行使の条件の定めに従い行使することができる。但し、承継相続人が当該新株予約権を承継したのちに死亡した場合には、何らの手続を要せず直ちに行使できないこととなり、当該新株予約権は承継相続人の相続人には相続されない。

⑤ 新株予約権者は、当社の普通株式がいずれかの金融商品取引所に上場され、又は、当社の株主による当社の発行済株式の過半数の売却、若しくは、当社の合併、会社分割若しくは事業譲渡等（いずれも当社又は当社の事業に支配権の移転が生じる場合に限る。）について取締役会決議による承認がされる（以下、これらの場合を総称して「上場等実施」という。）までの期間は、本新株予約権を行使できないものとする。但し、決議日から2年間が経過後に当社の取締役会で特に行使を認めた場合はこの限りでない。

⑥ 以下（a）（b）において定める期間区分に従って、その一部又は全部を行使するものとする。但し、決議日から2年間が経過後に甲の取締役会で特に行使を認めた場合はこの限りでない。（a） 株式公開の日から起算して2年経過した日から3年を経過する日までは、割当てられた新株予約権個数のうち、500個までの新株予約権を行使することができるものとする。（b） 株式公開の日から起算して3年経過した日以後は、割当てられた新株予約権の全てを行使することができるものとする。

⑦ その他の条件は、当社と新株予約権者との間で締結する新株予約権割当契約に定めるところによる。

(2) 当事業年度中に職務執行の対価として使用人等に対し交付した新株予約権の状況  
該当事項はありません。

(3) その他新株予約権に関する重要な事項  
該当事項はありません。

## 4. 会社役員の状況

### (1) 取締役の状況（2024年8月31日現在）

| 会社における地位        | 氏 名       | 担 当 及 び 重 要 な 兼 職 の 状 況                                                                                                                |
|-----------------|-----------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 代 表 取 締 役       | 三 宅 洋     |                                                                                                                                        |
| 取 締 役           | 嶋 内 明 彦   | 株式会社インディージャパン アドバイザー                                                                                                                   |
| 取締役常勤監査等委員      | 石 井 幸 佑   | 石井幸佑会計事務所 代表<br>株式会社BioAid 代表取締役<br>メタジェンセラピューティクス株式会社 社外監査役<br>ミラックスセラピューティクス株式会社 社外監査役<br>ラクオリア創薬株式会社 社外取締役監査等委員<br>ファイメクス株式会社 社外監査役 |
| 取締役常勤監査等委員      | 西 方 ゆ か り | 株式会社エス・エー・スリー 代表取締役                                                                                                                    |
| 取 締 役 監 査 等 委 員 | 橋 本 阿 友 子 | 骨董通り法律事務所 弁護士<br>神戸大学大学院法学研究科 非常勤講師<br>東京藝術大学 利益相反アドバイザー 非常勤講師<br>Allganize Holdings株式会社 社外監査役                                         |

- (注) 1.取締役嶋内明彦氏は社外取締役であります。嶋内氏は会社経営者として10年以上の豊富な経験を有しています。
- 2.取締役常勤監査等委員石井幸佑氏は社外取締役であります。石井氏は、公認会計士の資格を有しており、監査法人での会計監査、バイオベンチャーでのCFOなどの実務経験も豊富で、財務及び会計に関する相当程度の知見を有するものであります。
- 3.取締役常勤監査等委員西方ゆかり氏は、社外取締役であります。西方氏は、上場企業での経営管理、及び臨床開発戦略に相当程度の知見を有するものであります。
- 4.取締役監査等委員橋本阿友子氏は、社外取締役であります。橋本氏は、弁護士の資格を有しており、法律に関する相当程度の知見を有するものであります。
- 5.当社は、取締役嶋内明彦氏、取締役監査等委員石井幸佑氏、西方ゆかり氏及び橋本阿友子氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。
- 6.情報収集の事実を図り、内部監査部門などとの十分な連携を通じて監査の実効性を高め、監査・監督機能を強化するために、石井幸佑氏及び西方ゆかり氏を常勤の監査等委員として選定しております。

### (2) 責任限定契約の内容の概要

当社は、取締役（業務執行取締役を除く）の全員と会社法第427条第1項の規定及び定款の



規定に基づき、同法第423条第1項に規定する損害賠償責任を限定する契約を締結しています。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、すべての対象者について、会社法第425条第1項に定める最低責任限度額としています。

### (3) 役員等賠償責任保険契約の内容の概要等

当社は、取締役の全員を被保険者とする会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を締結しており、保険料は当社が全額負担をしております。当該保険契約の概要は、被保険者がその職務の執行に関し責任を負うことまたは当該責任の追及に係る請求を受けることによって生ずることのある損害を填補するものであります。

### (4) 取締役の報酬等

#### ① 役員報酬等の内容の決定に関する方針等

当社は、2022年11月17日開催の取締役会において、「取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針」を決議しております。当社は役員の報酬等の額又はその算定方法の決定に関しては、経営環境や他社の水準等を考慮の上、役位・職責に応じて設定しております。また、当社の取締役の報酬には、株式の市場価格や会社業績を示す指標として算定される業績連動報酬を導入できる方針としておりますが、現時点では運用はしておりません。各取締役の報酬額については、株主総会の決議により定められた報酬限度額の範囲内において、経営状況や財務状況、経済情勢等を考慮の上、取締役会の決議にて決定し、ストック・オプションの付与については、各取締役の職責に応じ、取締役会にて協議して割当数量を決定しております。

また、監査等委員である取締役の報酬額については、株主総会の決議により定められた報酬限度額の範囲内において、経営状況や財務状況、経済情勢等を考慮の上、監査等委員の協議にて決定しております。

なお、当社の取締役の報酬は、毎月定額で支給される現金報酬であります。

また、取締役会は、当事業年度に係る取締役の個人別の報酬等について、報酬等の内容の決定方法及び決定された報酬等の内容が取締役会で決議された決定方針と整合していることを確認しており、当該決定方針に沿うものであると判断しております。

② 当事業年度に係る報酬等の総額等

| 役員区分                    | 報酬等の<br>総額<br>(千円) | 報酬等の種類別の総額（千円）     |    |               | 対象となる<br>役員の員数<br>(人) |
|-------------------------|--------------------|--------------------|----|---------------|-----------------------|
|                         |                    | 基本報酬               | 賞与 | ストック<br>オプション |                       |
| 取締役<br>(監査等委員・社外取締役を除く) | 21,600             | 21,600             | －  | －             | 1                     |
| 社外取締役<br>(監査等委員を除く)     | 3,600              | 3,600              | －  | －             | 1                     |
| 社外取締役監査等委員              | 19,800             | 19,800             | －  | －             | 3                     |
| 合計<br>(うち社外取締役)         | 45,000<br>(23,400) | 45,000<br>(23,400) | －  | －             | 5<br>(4)              |

(注) 1.取締役(監査等委員を除く)報酬限度額は、2022年11月17日開催の定時株主総会決議において、年間200百万円以内(ただし、使用人兼務役員の使用分は含まない)と決議しており、当該株主総会終結時の取締役(監査等委員を除く)の員数は2名となります。株主総会の決議により定められた報酬限度の範囲内で、責任範囲の大きさ、業績及び貢献度などを総合的に勘案し、取締役会にて決定しています。

2.取締役(監査等委員を除く)の役員報酬は、2023年11月27日開催の取締役会で決定されています。

3.監査等委員である取締役の報酬の限度額は、2022年11月17日開催の臨時株主総会決議にて年間総額30百万円以内と決議しております。当該株主総会終結時点の監査等委員である取締役の員数は3名です。株主総会の決議により定められた報酬限度の範囲内で、責任範囲の大きさ、業績及び貢献度などを総合的に勘案し、監査等委員の協議にて決定しています。

## (5) 社外役員に関する事項

① 他の法人等の重要な兼職の状況及び当社と当該他の法人等との関係

- ・社外取締役の嶋内明彦氏は、株式会社インディージャパン アドバイザーを兼務していますが、兼職先と当社との間に、特別の利害関係はございません。
- ・社外取締役常勤監査等委員の石井幸佑氏は、石井幸佑会計事務所 代表、株式会社BioAid 代表取締役、メタジェンセラピューティクス株式会社 社外監査役、ミラックスセラピューティクス株式会社 社外監査役、ラクオリア創薬株式会社 社外取締役監査等委員、ファイメクス株式会社 社外監査役を兼務していますが、兼職先と当社との間に、特別の利害

関係はございません。

- ・ 社外取締役常勤監査等委員の西方ゆかり氏は、株式会社エス・エー・スリー 代表取締役を兼務していますが、兼職先と当社の間に、特別の利害関係はございません。
- ・ 社外取締役監査等委員の橋本阿友子氏は、骨董通り法律事務所 弁護士、神戸大学大学院法学研究科 非常勤講師、東京藝術大学 利益相反アドバイザー 非常勤講師、Allganize Holdings株式会社 社外監査役を兼務していますが、兼職先と当社の間に、特別の利害関係はございません。

② 当事業年度における主な活動状況

| 区 分                | 氏 名       | 出席状況及び社外取締役にて期待される役割に関して行った職務の概要                                                                                                                                                                           |
|--------------------|-----------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 取 締 役              | 嶋 内 明 彦   | 当事業年度に開催された取締役会18回すべてに出席し、日米における会社経営者としての豊富な経験と高い見識から、当社取締役会において、主に経営全般に対して積極的に発言いただいております、当社の社外取締役として求められる役割・責務を十分発揮しております。                                                                               |
| 取 締 役<br>(常勤監査等委員) | 石 井 幸 佑   | 当事業年度に開催された取締役会18回すべてに出席し、また、当事業年度に開催された監査等委員会14回すべてに出席しました。常勤監査等委員として当社取締役の業務執行状況を監督するとともに、会社経営者、公認会計士としての豊富な経験と実績を活かして、当社取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための助言・提言を積極的に行っており、当社の社外取締役として求められる役割・責務を十分発揮しております。      |
| 取 締 役<br>(常勤監査等委員) | 西 方 ゆ か り | 当事業年度に開催された取締役会18回すべてに出席し、また、当事業年度に開催された監査等委員会14回すべてに出席しました。常勤監査等委員として当社取締役の業務執行状況を監督するとともに、製薬会社での研究開発及び経営管理における豊富な経験と実績を活かして、当社取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための助言・提言を積極的に行っており、当社の社外取締役として求められる役割・責務を十分発揮しております。 |
| 取 締 役<br>(監査等委員)   | 橋 本 阿 友 子 | 当事業年度に開催された取締役会18回すべてに出席し、また、当事業年度に開催された監査等委員会14回すべてに出席しました。弁護士としての豊富な経験と実績を活かして、当社のコンプライアンス体制及び当社取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための助言・提言を積極的に行っており、当社の社外取締役として求められる役割・責務を十分発揮しております。                               |

## 5. 会計監査人の状況

(1) 名称 有限責任 あずさ監査法人

### (2) 報酬等の額

|                                | 報 酬 等 の 額 |
|--------------------------------|-----------|
| 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額            | 25百万円     |
| 当社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額 | 29百万円     |

- (注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。
2. 監査等委員会は、会計監査人の監査計画の内容、会計監査の職務遂行状況及び報酬見積りの算出根拠などが適切であるかどうかについて必要な検証を行ったうえで、会計監査人の報酬等の額について同意の判断をいたしました。

### (3) 非監査業務の内容

当社は、有限責任 あずさ監査法人に対して、東京証券取引所への上場申請に係るコンフォートレター作成業務についての対価を支払っております。

### (4) 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

監査等委員会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合は、株主総会に提出する会計監査人の解任又は不再任に関する議案の内容を決定いたします。

監査等委員会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査等委員全員の同意に基づき会計監査人を解任いたします。この場合、監査等委員会が選定した監査等委員は、解任後最初に招集される株主総会において、会計監査人を解任した旨と解任の理由を報告いたします。

## **(5) 責任限定契約の内容の概要**

当社と有限責任 あずさ監査法人は、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。

当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、会社法第425条第1項に定める額としております。

## **(6) 補償契約の内容の概要等**

該当事項はありません。

# **6. 業務の適正を確保するための体制及び当該体制の運用状況**

## **(1) 業務の適正を確保するための体制についての決定内容の概要**

- ① 取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するため、コーポレート・ガバナンス、コンプライアンス、財務報告、内部監査の方針について決定しました。
- ② 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制として、株主総会議事録などの重要文書を適切に保存管理し、常時閲覧できる体制を構築する方針を決定しました。
- ③ 損失の危険の管理に関する規定その他の体制として、職務権限の原則、稟議制度、リスク評価、危機管理についての方針を決定しました。
- ④ 取締役の職務が効率的に行われていることを確保するための体制として、経営方針、経営計画、経営会議、職務権限の明確化の方針について決定しました。
- ⑤ 監査等委員会がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項として、現時点では行わないが、将来の事業体制の変更に伴い、適宜検討することを決定しました。
- ⑥ 取締役及び使用人が監査等委員会に報告するための体制として、常勤監査等委員による重要会議への出席及び常勤監査等委員と代表取締役との定期的な意見交換を行う方針について決定しました。
- ⑦ その他監査等委員会の監査が実効的に行われていることを確保するための体制として内部監査部門である経営管理部及び会計監査人と緊密な連携を図る方針であることを決定しました。

## **(2) 業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要**

当社は、社外取締役4名を含む5名で構成された取締役会において、業務執行取締役から幹部社員と共に職務執行の報告が行われるとともに、重要事項の審議・決定を行っております。監査等委員に

においては、代表取締役と定期的に意見交換を行うとともに、監査等委員会において、業務の適切性を確保するための運用を行っております。コンプライアンスに対する取り組みに関しては、当社の内部監査担当が、内部監査計画に基づき、各部門に関して監査を行い、その結果を代表取締役及び監査等委員会に報告し、必要に応じ、改善を行っております。

## **7. 会社の支配に関する基本方針**

該当事項はありません。

## **8. 剰余金の配当等の決定に関する方針**

当社は、剰余金の配当その他会社法第459条第1項各号に定める事項については、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役会の決議によって定めることができる旨を定款に定めております。

配当政策につきましては、当社は設立以来配当を実施しておらず、また、今後も多額の先行投資を行う研究開発活動を計画的に実施していくため、当面は配当を実施せず、研究開発活動の継続に備えた資金の確保を優先する方針であります。そのため、内部留保資金につきましては研究開発に充当する方針であります。

貸借対照表

(2024年8月31日現在)

(単位：千円)

| 科 目               | 金 額       | 科 目             | 金 額        |
|-------------------|-----------|-----------------|------------|
| (資 産 の 部)         |           | (負 債 の 部)       |            |
| 流 動 資 産           | 4,605,418 | 流 動 負 債         | 471,072    |
| 現 金 及 び 預 金       | 4,329,624 | 未 払 金           | 382,428    |
| 前 渡 金             | 59,657    | 未 払 費 用         | 2,295      |
| 前 払 費 用           | 38,155    | 未 払 法 人 税 等     | 54,290     |
| そ の 他             | 177,981   | そ の 他           | 32,058     |
| 固 定 資 産           | 26,952    | 固 定 負 債         | —          |
| 有 形 固 定 資 産       | 2,744     | 負 債 合 計         | 471,072    |
| 工 具 、 器 具 及 び 備 品 | 11,213    | (純 資 産 の 部)     |            |
| 減 価 償 却 累 計 額     | △8,468    | 株 主 資 本         | 4,158,362  |
| 無 形 固 定 資 産       | 620       | 資 本 金           | 845,270    |
| ソ フ ト ウ ェ ア       | 620       | 資 本 剰 余 金       | 9,034,871  |
| 投 資 そ の 他 の 資 産   | 23,586    | 資 本 準 備 金       | 6,162,207  |
| 長 期 前 払 費 用       | 11,269    | そ の 他 資 本 剰 余 金 | 2,872,664  |
| そ の 他             | 12,316    | 利 益 剰 余 金       | △5,721,780 |
| 資 産 合 計           | 4,632,370 | そ の 他 利 益 剰 余 金 | △5,721,780 |
|                   |           | 繰 越 利 益 剰 余 金   | △5,721,780 |
|                   |           | 新 株 予 約 権       | 2,935      |
|                   |           | 純 資 産 合 計       | 4,161,297  |
|                   |           | 負 債 純 資 産 合 計   | 4,632,370  |

(注) 金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。



損 益 計 算 書

( 2023年9月 1 日から )  
( 2024年8月31日まで )

(単位：千円)

| 科 目                     |  |  |           | 金 額       |
|-------------------------|--|--|-----------|-----------|
| 事 業 収 益                 |  |  |           | －         |
| 事 業 費 用                 |  |  |           | 1,801,396 |
| 研 究 開 発 費               |  |  | 1,499,795 |           |
| 販 売 費 お よ び 一 般 管 理 費   |  |  | 301,600   |           |
| 営 業 損 失                 |  |  |           | 1,801,396 |
| 営 業 外 収 益               |  |  |           |           |
| 助 成 金 収 入               |  |  | 17,727    |           |
| そ の 他                   |  |  | 104       | 17,831    |
| 営 業 外 費 用               |  |  |           |           |
| 株 式 交 付 費               |  |  | 8,745     |           |
| 上 場 関 連 費 用             |  |  | 28,794    |           |
| 為 替 差 損                 |  |  | 3,601     | 41,142    |
| 経 常 損 失                 |  |  |           | 1,824,707 |
| 税 引 前 当 期 純 損 失         |  |  |           | 1,824,707 |
| 法 人 税 、 住 民 税 及 び 事 業 税 |  |  | 2,420     | 2,420     |
| 当 期 純 損 失               |  |  |           | 1,827,127 |

(注) 金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

# 計算書類に係る会計監査報告

## 独立監査人の監査報告書

2024年10月23日

Chordia Therapeutics株式会社  
取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人

東京事務所

|                    |       |       |
|--------------------|-------|-------|
| 指定有限責任社員<br>業務執行社員 | 公認会計士 | 井上 倫哉 |
|--------------------|-------|-------|

|                    |       |       |
|--------------------|-------|-------|
| 指定有限責任社員<br>業務執行社員 | 公認会計士 | 坂井 知倫 |
|--------------------|-------|-------|

### 監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、Chordia Therapeutics株式会社の2023年9月1日から2024年8月31日までの第7期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

### 監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

## その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査等委員会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

## 計算書類等に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

## 計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リス

クに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。

- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

#### 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

## 監査等委員会の監査報告

### 監 査 報 告 書

当監査等委員会は、2023年9月1日から2024年8月31日までの第7期事業年度における取締役の職務の執行を監査いたしました。その方法及び結果について以下のとおり報告いたします。

#### 1. 監査の方法及びその内容

監査等委員会は、会社法第399条の13第1項第1号ロ及びハに掲げる事項に関する取締役会決議の内容並びに当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明するとともに、下記の方法で監査を実施いたしました。

- ① 監査等委員会が定めた監査の方針、職務の分担等に従い、会社の内部監査部門その他内部統制所管部門と連携の上、重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行に関する事項の報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。
- ② 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書について検討いたしました。

#### 2. 監査の結果

##### (1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会の決議の内容は相当であると認めます。また、当該

内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人有限責任あずさ監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2024年11月1日

Chordia Therapeutics株式会社 監査等委員会

常勤監査等委員 石井 幸佑 ㊞

常勤監査等委員 西方 ゆかり ㊞

監査等委員 橋本 阿友子 ㊞

(注) 監査等委員石井幸佑、西方ゆかり及び橋本阿友子は、会社法第2条第15号及び第331条第6項に規定する社外取締役であります。

以 上

株主総会参考書類

第 1 号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。） 3 名選任の件

三宅洋氏と嶋内明彦氏の取締役（監査等委員を除く。以下本議案において同じ）全員（2 名）は、本総会終結の時をもって任期満了となります。つきましては、経営体制の強化を図るため社外取締役 1 名を増員し、取締役 3 名の選任をお願いするものであります。

取締役候補者は、次のとおりであります。

| 候補者<br>番 号 | ふ り が な<br>氏 名<br>(生 年 月 日)                                                                                                                                                                                                                                     | 略 歴、当社における地位及び担当<br>(重 要 な 兼 職 の 状 況)                                            | 所 有 す る<br>当 社 の 株 式 数 |
|------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|----------------------------------------------------------------------------------|------------------------|
| 1          | み や け ひろし<br>三 宅 洋<br>(1970年 6 月25日)                                                                                                                                                                                                                            | 1998年 4 月 武田薬品工業株式会社<br>2015年 4 月 同 社 がん創薬ユニット日本サイトヘッド<br>2017年11月 当 社 代表取締役（現任） | 900,000株               |
|            | 【取締役候補者とした理由】<br>三宅洋氏は、当社の創業者であり、設立時から代表取締役として当社をリードしてきました。同氏は、組織横断的な連携が大切である創薬の研究開発に深い知識と成功経験を有しており、当社の事業戦略の立案、執行を迅速かつ効率的に進めるとともに、取締役会での経営判断をまとめてきました。今後も、当社の更なる成長と企業価値を向上させる経営を行っていただくことを期待し、取締役としての選任をお願いするものであります。なお、同氏の当社取締役としての在任期間は、本総会の終結の時をもって7年となります。 |                                                                                  |                        |

| 候補者<br>番 号                                                                                                                                                                                                                                     | ふ り が な<br>氏 名<br>(生 年 月 日)          | 略 歴、当社における地位及び担当<br>(重 要 な 兼 職 の 状 況)                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                             | 所 有 す る<br>当 社 の 株 式 数 |
|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|--------------------------------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|------------------------|
| 2                                                                                                                                                                                                                                              | しまうち あきひこ<br>嶋 内 明 彦<br>(1947年7月16日) | 1971年 4 月 味の素株式会社<br>1972年 1 月 American Hospital Supply (現Baxter) 上席<br>市場調査担当<br>1983年 1 月 American Hospital Supply 貿易事業部長<br>1987年 1 月 富士レビオ株式会社<br>1988年 3 月 Fujirebio America Inc. CEO<br>2001年 9 月 Quintiles Translational Japan (現IQVIA)<br>戦略企画部長<br>2002年 7 月 Quintiles CRO Company President<br>2005年 1 月 エムズサイエンス 代表取締役<br>2011年 4 月 株式会社ジャパン・ティッシュ・エンジニアリン<br>グ (J-TEC) シンガポール事務所所長<br>2012年 5 月 Shimauchi Associates 代表<br>2013年 2 月 株式会社インディージャパン アドバイザー<br>(現任)<br>2016年 1 月 INDEE MEDICAL 代表取締役・CEO<br>2018年 1 月 当社 社外監査役<br>2022年10月 当社 社外取締役 (現任)<br>-----<br>(重要な兼職の状況)<br>株式会社インディージャパン アドバイザー | —                      |
| <b>【社外取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要】</b><br>嶋内明彦氏は、日米でのバイオベンチャーの創業および社長経験など幅広い事業経営経験と実績を有します。当社がガバナンスを整えて、さらに当社の事業を発展させるために、嶋内氏の経営に関する幅広い知識や見識、ビジネス上の人脈を当社の経営に活かしていただくことを期待して、社外取締役として選任をお願いするものであります。なお、同氏の当社社外取締役としての在任期間は、本総会の終結の時をもって2年1ヶ月となります。 |                                      |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                   |                        |



| 候補者<br>番 号 | ふ り が な<br>氏 名<br>(生 年 月 日)                                                                                                                                                            | 略 歴、当社における地位及び担当<br>(重 要 な 兼 職 の 状 況)                                                                                                                                                                                                                                                          | 所 有 す る<br>当 社 の 株 式 数 |
|------------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|------------------------|
| 3          | ※<br>な か む ら まなぶ<br>中 村 学<br>(1968年8月26日)                                                                                                                                              | 1991年4月 株式会社日本長期信用銀行（現 株式会社SBI新生銀行）<br>2004年7月 同行 プライベートエクイティ部次長<br>2012年11月 新生企業投資株式会社 取締役<br>2018年4月 新生キャピタルパートナーズ株式会社 代表取締役（現任）<br>2019年4月 当社 社外取締役<br>2019年4月 AlphaNavi Pharma株式会社 社外取締役（現任）<br>2021年11月 当社 社外取締役退任<br>（重要な兼職の状況）<br>新生キャピタルパートナーズ株式会社 代表取締役<br>AlphaNavi Pharma株式会社 社外取締役 | —                      |
|            | 【社外取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要】<br>中村学氏は、金融機関及び投資会社における双方の経験と知見を有しており、投資家としてバイオテック企業への豊富な投資経験も有しておられることから、当社の経営、特にファイナンス戦略の策定とコーポレート・ガバナンス体制の一層の強化に貢献いただくことを期待して、社外取締役としての選任をお願いするものであります。 |                                                                                                                                                                                                                                                                                                |                        |

- (注) 1. ※印は、新任の取締役候補者であります。
2. 各候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。なお、中村学氏は、新生キャピタルパートナーズ株式会社の代表取締役です。同氏及び同社を無限責任組合員に含むNew Life Science 1号投資事業有限責任組合は、当社普通株式を7,252,100株所有しています。
3. 嶋内明彦氏及び中村学氏は、社外取締役候補者であります。
4. 当社は、嶋内明彦氏との間で会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令に定める額であります。同氏の選任が承認された場合、当社は同氏との間で当該契約を継続する予定であります。また、中村学氏が選任された場合は、同氏との間においても同様の責任限定契約を締結する予定であります。
5. 当社は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結し、被保険者が負担することになる被保険者が会社役員の地位に基づき行った行為（不作為を含む）に起因して損害賠償請求がなされたことにより、被保険者が損害賠償金や争訟費用を負担することにより被る損害を当該保険契約より填補することとしております。各候補者が取締役现就任した場合は、当該保険契約の被保険者に含められることとなります。また、次回更新時には同内容での更新を予定しております。
6. 当社は、嶋内明彦氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として届け出ております。同氏が再任された場合は、当社は引き続き同氏を独立役員とする予定であります。

第2号議案 監査等委員である取締役3名選任の件

監査等委員である取締役全員（3名）は、本総会終結の時をもって任期満了となります。つきましては、監査等委員である取締役3名の選任をお願いするものであります。

なお、本議案につきましては、監査等委員会の同意を得ております。

監査等委員である取締役候補者は、次のとおりであります。

| 候補者<br>番 号                                                                                                                                                                                                                                                 | ふ り が な<br>氏 名<br>(生 年 月 日)             | 略 歴、当社における地位及び担当<br>(重 要 な 兼 職 の 状 況)                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                       | 所 有 す る<br>当 社 の 株 式 数 |
|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-----------------------------------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|------------------------|
| 1                                                                                                                                                                                                                                                          | い し い こう す け<br>石 井 幸 佑<br>(1982年8月31日) | 2005年1月 株式会社アーケイディアグループ<br>2005年11月 新日本監査法人（現EY新日本有限責任監査法人）<br>2008年6月 公認会計士登録<br>2013年8月 株式会社メガカリオン<br>2018年3月 同社 執行役員<br>2019年7月 石井幸佑会計事務所 代表（現任）<br>2020年5月 メタジェンセラピューティクス株式会社 社外監査役（現任）<br>2020年9月 株式会社BioAid 代表取締役（現任）<br>2021年3月 ミラックスセラピューティクス株式会社 社外監査役（現任）<br>2021年3月 ラクオリア創薬株式会社 社外取締役監査等委員（現任）<br>2021年6月 当社 社外監査役<br>2022年11月 当社 社外取締役監査等委員（現任）<br>2024年3月 ファイメクス株式会社 社外監査役（現任）<br>2024年9月 シコニア・バイオベンチャーズ株式会社 社外監査役（現任）<br><br>(重要な兼職の状況)<br>石井幸佑会計事務所 代表<br>メタジェンセラピューティクス株式会社 社外監査役<br>株式会社BioAid 代表取締役<br>ミラックスセラピューティクス株式会社 社外監査役<br>ラクオリア創薬株式会社 社外取締役監査等委員<br>ファイメクス株式会社 社外監査役<br>シコニア・バイオベンチャーズ株式会社 社外監査役 | —                      |
| 【監査等委員である社外取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要】<br>石井幸佑氏は、公認会計士の資格を有し、財務及び会計に関して相当程度の知見を有しておりますことから、実効性の高い監督・監査機能を果たすことが期待できるものと考えており、当社がコーポレート・ガバナンスを充実させ、さらに事業を発展させるのに貢献することを期待して、監査等委員である社外取締役として選任をお願いするものであります。なお、同氏の当社社外取締役（監査等委員）としての在任期間は、本総会の終結の時をもって2年となります。 |                                         |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                             |                        |

| 候補者<br>番 号                                                                                                                                                                                                                | ふ り が な<br>氏 名<br>(生 年 月 日)         | 略 歴、当社における地位及び担当<br>(重 要 な 兼 職 の 状 況)                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                             | 所 有 す る<br>当 社 の 株 式 数 |
|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-------------------------------------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|------------------------|
| 2                                                                                                                                                                                                                         | にし しかた<br>西 方 ゆ か り<br>(1960年9月20日) | 1983年3月 武田薬品工業株式会社<br>1998年10月 アグロカンパニー農業開発部安全性評価及び薬事<br>グループマネジャー<br>2001年10月 医薬研究本部 研究戦略部 主席部員<br>2004年11月 医薬開発本部 開発戦略部 主席部員<br>2009年4月 Takeda Pharmaceutical International Inc. シニ<br>アディレクター (米国駐在)<br>2012年10月 経営企画部 主席部員<br>2014年6月 オンコロジー領域ユニット日本・アジア 開発マネ<br>ジメント部長<br>2016年4月 オンコロジー領域ユニット日本・アジアヘッド<br>2022年10月 当社 社外監査役<br>2022年11月 当社 社外取締役監査等委員 (現任)<br>2023年11月 株式会社エス・エー・スリー 代表取締役<br>(現任)<br><br>(重要な兼職の状況)<br>株式会社エス・エー・スリー 代表取締役 | —                      |
| 【監査等委員である社外取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要】<br>西方ゆかり氏は、武田薬品工業株式会社において、日米での幅広い医薬品開発の経験と実績を有しますことから、当社事業に対する実効性の高い監督・監査機能を果たすことが期待できるものと当社は考えており、監査等委員である社外取締役として選任をお願いするものであります。なお、同氏の当社社外取締役（監査等委員）としての在任期間は、本総会の終結の時をもって2年となります。 |                                     |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                   |                        |

| 候補者<br>番 号                                                                                                                                                                                                                                                                                        | ふ り が な<br>氏 名<br>(生 年 月 日)                | 略 歴、当社における地位及び担当<br>(重 要 な 兼 職 の 状 況)                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                           | 所 有 す る<br>当 社 の 株 式 数 |
|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|--------------------------------------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|------------------------|
| 3                                                                                                                                                                                                                                                                                                 | は し も と あ ゆ こ<br>橋 本 阿 友 子<br>(1984年2月23日) | 2011年12月 弁護士登録 東京弁護士会<br>2012年1月 ベーカー&マッケンジー法律事務所<br>2013年5月 金子・中・森本特許法律事務所<br>2017年3月 骨董通り法律事務所（現任）<br>2017年4月 神戸大学大学院法学研究科 非常勤講師（現任）<br>2019年4月 東京藝術大学 利益相反アドバイザー（現任）<br>2020年4月 上野学園大学 非常勤講師<br>2021年6月 当社 社外監査役<br>2022年11月 当社 社外取締役監査等委員（現任）<br>2023年2月 Max-Planck-Institut für Innovation und Wettbewerb 客員研究員<br>2024年4月 東京藝術大学 非常勤講師（現任）<br>2024年7月 Allganize Holdings株式会社 社外監査役（現任）<br><br>（重要な兼職の状況）<br>骨董通り法律事務所 弁護士<br>神戸大学大学院法学研究科 非常勤講師<br>東京藝術大学 利益相反アドバイザー 非常勤講師<br>Allganize Holding株式会社 社外監査役 | —                      |
| <b>【監査等委員である社外取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要】</b><br>橋本阿友子氏は、直接会社経営に関与した経験はございませんが、弁護士の資格を有し、法務に関し相当程度の知見を有しており、コンプライアンスやESG・サステナビリティについて多面的にアドバイスをいただけるのみならず、同氏の法務に対する高い専門性を活かした実効性の高い監督・監査機能を果たすことが期待できるものと当社は考えており、監査等委員である社外取締役として選任をお願いするものであります。なお、同氏の当社社外取締役（監査等委員）としての在任期間は、本総会の終結の時をもって2年となります。 |                                            |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                 |                        |

（注） 1. 各候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。

2. 石井幸佑氏、西方ゆかり氏及び橋本阿友子氏は、社外取締役候補者であります。

3. 当社は、石井幸佑氏、西方ゆかり氏及び橋本阿友子氏との間で会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令に定める額であります。各氏の選任が承認された場合、当社は各氏との間で当該契約を継続する予定であります。

4. 当社は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結し、被保険者が負担することになる被保険者が会社役員の地位に基づき行った行為（不作為を含む）に起因して損害賠償請求がなされたことにより、被保険者が損害賠償金や争訟費用を負担することにより被る損害を当該保険契約より填補することとしております。各候補者が監査等委員である取締役就任した場合は、当該保険契約の被保険者に含められることとなります。また、次回更新時には同内容での更新を予定しております。
5. 当社は、石井幸佑氏、西方ゆかり氏及び橋本阿友子氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として届け出ております。各氏が再任された場合は、当社は引き続き各氏を独立役員とする予定であります。

以上

（ご参考）取締役候補者のスキルマトリクスについて

本招集ご通知記載の候補者を原案通りご選任いただいた場合の取締役会のスキルマトリックスは以下のとおりとなります。

| 氏名     | 属性                     | 企業経営 | バイ オ ・<br>製薬業界 | 海外経験 | 研究開発<br>製造 | 財務<br>会計 ・<br>事業開発 | 法務 ・<br>コン プ ラ<br>イアンス | ESG ・<br>サステナ<br>ビリティ |
|--------|------------------------|------|----------------|------|------------|--------------------|------------------------|-----------------------|
| 三宅 洋   | 代表取締役                  | ○    | ○              | ○    | ○          |                    |                        |                       |
| 嶋内 明彦  | 社外取締役<br>独立役員          | ○    | ○              | ○    |            | ○                  |                        |                       |
| 中村 学   | 社外取締役                  | ○    | ○              | ○    |            | ○                  |                        |                       |
| 石井 幸佑  | 社外取締役<br>監査等委員<br>独立役員 | ○    | ○              |      |            | ○                  | ○                      |                       |
| 西方 ゆかり | 社外取締役<br>監査等委員<br>独立役員 | ○    | ○              | ○    | ○          |                    |                        |                       |
| 橋本 阿友子 | 社外取締役<br>監査等委員<br>独立役員 | ○    |                | ○    |            |                    | ○                      | ○                     |

以上

# 株主総会会場ご案内図

会場：湘南鎌倉クリスタルホテル 3階「フォンテーヌ」

〒251-0055 神奈川県藤沢市南藤沢14-1

TEL 0466-28-2111



## 《交通のご案内》



### 電車での行き方

JR東海道本線・小田急線・江ノ島電鉄「藤沢駅」  
南口より徒歩8分



### お車での場合

ホテル駐車場は収容台数に限りがあります。なるべくお車でのご来館はご遠慮いただき、公共の交通機関をご利用くださいますようお願い申し上げます。